

令和5年 4月 4日
茨城県保健医療部保健政策課
課長補佐（総括） 関口（内線 3112）
直通：029-301-3117

小児慢性特定疾病関係書類の誤返却による個人情報流出事案について

つくば保健所において、小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届及び添付書類を別の受給者に誤返却する事案が発生いたしました。

対象者様並びに県民の皆様の信頼を損ねる事案を起こしてしまったことを深くお詫び申し上げます。

今後、同様の事案が発生しないよう、再発防止に努めてまいります。

1 誤返却した内容・含まれる個人情報

小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届及び添付資料

(1) 小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届

受診者氏名・性別・年齢・生年月日・住所・電話番号、保護者氏名・住所・受診者との関係・電話番号、受給者番号

(2) 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し

公費負担者番号・受給者番号・受診者氏名・住所・生年月日・性別・保険者・保険者証記号・番号、保護者氏名・住所、疾病名、成長ホルモン治療の有無、指定医療機関名、自己負担上限月額

(3) 健康保険証の写し（受診者及び家族2名分）

記号番号・氏名・生年月日・世帯主氏名・住所・記号番号

(4) 課税額が記載された書類（家族2名分）

住所・氏名・2021年所得金額

2 事案概要

- 1/27（金）に対象者Bから受理した小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届について、担当者が申請別にクリアファイルに入れ、机上で保管していた。
- 3/23（木）、別の対象者Aに対して、小児慢性特定疾病関係の書類を返却する際に、他の申請書類の混入したことに気付かずに、誤ってBの変更届及び添付書類を渡してしまった。
- 3/31（金）、対象者Aの知人Cからの電話連絡を受け、書類を誤返却したことに気付き、事案が判明した。

3 対象者への対応

(1) 誤返却した対象者Aへの対応

- 3/31（金）、午後、対象者Aを訪問し、謝罪のうえ、変更届及び添付書類を回収した。対象者A及び知人C以外への流出がないことを確認した。

(2) 個人情報が出た対象者Bへの対応

- ・ 3 / 3 1 (金)、対象者Bに電話連絡し、事情を説明・謝罪した。今後、対象者B及び保護者に謝罪文をお渡しする予定。

4 原因

- ・ 当該申請書類は、本来、申請毎にクリアファイルに入れ、書類棚で保管し、別件の書類と混同しないように処理することとしていたが、担当者が自身の机上で複数のクリアファイルを保管し、別件のファイルが混ざってしまったことに気が付かなかったこと。
- ・ 窓口で返却する際に、返却書類の内容の確認を怠ったこと。

5 再発防止策

- クリアファイルを使用して書類を保管・処理する際に、必ずインデックス等により処理区分（未処理、返却等）を分け、他のファイルの混入や紛失が確認できるよう保管場所と対象の管理を徹底する。
- 窓口や郵送等での書類を返却する際に、その都度、保管場所から該当する書類のみを取り出し、相手方と返却する内容に過不足がないかの確認を徹底する。（郵送時等、本人に直接確認できない場合はダブルチェックを徹底する。）
- 保健医療部長から部内全所属長に対して、情報セキュリティポリシーの遵守と個人情報を扱う業務における再発防止策の徹底を図るよう周知した。

(参考) 経緯

月 日	内 容
1月27日 (金)	・ 対象者Bから小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届を窓口で受理、変更内容の処理が完了するまで未処理案件として、担当者が机上でクリアファイルに入れて保管していた。
3月23日 (木)	・ 対象者Aに、小児慢性特定疾病医療費請求書の申請に不要な添付書類（領収証）を返却する。その際に、返却した書類の中に、対象者Bから受理していた変更届及び添付書類を混入したことに気付かず、渡してしまった。
3月31日 (金)	・ 午後、対象者Aの知人Cから、つくば保健所に電話連絡があり、誤返却の事実が判明。
	・ 同日午後、対象者Aを訪問し、謝罪のうえ、誤返却した書類を回収。
	・ 同日、対象者Bに電話連絡し、事情を説明、謝罪する。